

農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成17年7月6日
農 林 水 産 省

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成17年4月28日閣議決定）に基づき、農林水産省が、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた実行計画を以下のとおり策定する。

農林水産省は、本実施計画に掲げた取組の徹底を目標とすることによって、先進的な温暖化対策技術を事業者や家庭に先駆けて率先して導入することを通じて社会全体への普及を牽引する役割を果たすとともに、平成13年度比で平成18年度までに農林水産省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標とする。

本実施計画は、必要に応じ、見直しを行うものとする。

第一 農林水産省の実施計画の対象となる事務及び事業

農林水産省の実施計画の対象となる事務及び事業は、原則として、農林水産省が行うすべての事務及び事業とする。

第二 農林水産省の実施計画の期間等

農林水産省の実施計画は、平成18年度までの期間を対象とするものとし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第三 農林水産省の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減目標

平成13年度比で平成18年度までに農林水産省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標とする。

第四 農林水産省の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量等の点検・公表

農林水産省の実施計画の期間中、毎年度、農林水産省の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量等の点検を行い、公表する。点検結果の公表に当たっては、取組項目ごとの進捗状況、組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との比較を行う等の評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改変等の要因分析も合わせて公表する。

第五 温室効果ガスの排出の抑制等のために実施する措置の考え方

1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）及び国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年 12 月 15 日建設省告示第 2379 号）を適切に実施しつつ、また、その管理等に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮する。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

上記 1、2 以外の事務・事業についても温室効果ガスの排出の抑制等に配慮する。

4 職員に対する研修等

職員に対する地球温暖化対策に関する研修等を実施するとともに、地球温暖化対策に関する活動について職員の自主的な参加の促進を図る。

第六 措置の内容、当該措置により達成すべき目標

1 公用車の燃料使用量

(1) 目標

公用車で使用する燃料の量を、平成 13 年度比で、平成 18 年度までに概ね 85% 以下とすることに向けて、低公害車の導入や公用車の効率的利用等に努める。

(2) 低公害車等の導入

ア 低公害車の導入

- ① 農林水産省の一般公用車については、低公害車比率 100% を維持する。一般公用車以外の公用車については、平成 17 年度に 362 台の低公害車を導入するとともに、平成 18 年度においても、低公害車を積極的に導入する。

- ② 車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

イ 省エネルギーに資する機器の導入

- ① 有料道路を利用する公用車について、E T C車載器を設置する。平成17年度には76個のE T C車載器を導入する。
- ② 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（V I C S）対応車載機の活用により、交通渋滞等が回避され、エネルギー使用量の抑制等が見込まれる場合には、当該機器を導入し、積極的に活用する。平成17年度には53個のV I C S対応車載機を導入する。

(3) 自動車の効率的利用等

ア 公用車等の効率的利用等

- ① 車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ② 待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ③ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ④ カーエアコンの設定温度を1度アップする。
- ⑤ 不要な荷物を積まない。また、ガソリンを満タンにしない。
- ⑥ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ⑦ 急発進、急加速を行わない。
- ⑧ エンジンブレーキを積極的に使用する。
- ⑨ 霞が関地域において、毎月第一月曜日は、以下の場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関とするよう努める。
 - ・警備上支障のある場合
例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両
 - ・業務上支障のある場合
例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合また、地方支分部局等においても、地域の実状に応じて、同様の取組を実施するよう努める。
- ⑩ タクシー券の適切な管理により、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑪ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ 公用車の台数の見直し

公用車の使用実態を精査し、より温室効果ガスの排出の少ない車の優先的利用や

公共交通機関の積極的な利用等により、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。

(4) 自転車の活用

霞が関における日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、「霞が関自転車利用システム」（平成11年2月）をさらに活用するなど、自転車の共同利用を一層推進する。また、地方支分部局等においても、地域の実状に応じて、同様の取組を実施するよう努める。

2 電気使用量

(1) 目標

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成13年度比で、平成18年度までに概ね90%以下にすることに向けて、エネルギー消費効率の高い機器の導入や庁舎における節電等に努める。

(2) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア 省エネルギー型OA機器等の導入

現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択することとし、特に、デスクトップ型パソコンから省エネ効果の高いノート型パソコンへの買換えや高効率照明器具の導入等を図る。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。

イ その他

庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種への変更を促す。

(3) OA機器等の使用に当たってのエネルギー使用量の抑制等

- ① スイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など、エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度とし、集中冷暖房システムの稼働中は個別空調機を使用しない。）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を行う。
- ③ 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行する。
- ④ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ⑤ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。
- ⑥ 深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減のため、並びに職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、水曜日及び金曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。このため、水曜日及び金曜日の午後五時以降は、主

催会議の中止を進める。

- ⑦ 職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、夜間残業の削減を図る。
- ⑧ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を行う。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑨ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。また、執務室においても、自然光の活用が可能な場合には、その活用を図る。
- ⑩ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進める。
- ⑪ 冷蔵庫の効率的使用を図る。

(4) 建築物の建築、管理等に当たってのエネルギー使用量の抑制等

ア 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物において省エネルギー診断を主としたグリーン診断の推進を図り、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り、平成18年度末までに重点的に、設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。

イ 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。
- ② 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

ウ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備等の導入

- ① 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。
- ② 施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。

エ 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を行う。

オ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① グリーン庁舎の整備を推進する。
- ② 断熱性能の向上のため、ひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、整備を進める。
- ③ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。

- ④ エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑤ 可能な限り反射板の取り付けにより照明の照度の向上に努める。
- ⑥ 白熱灯の蛍光灯への切替えを極力行う。
- ⑦ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。

3 エネルギー供給設備等における燃料使用量

(1) 目標

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、平成13年度比で平成18年度まで増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。

(2) 温室効果ガスの排出の少ない燃焼設備、燃料の選択等

- ① 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ② 燃焼設備の改修に当たっては、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。
- ③ 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。

(3) 建築物の建築、管理等に当たってのエネルギー使用量の抑制等

ア 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物において省エネルギー診断を主としたグリーン診断の推進を図り、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り、平成18年度末までに重点的に、設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。

イ 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。

ウ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備等の導入

- ① 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。
- ② 給湯器へのエコノマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力行う。

エ 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は

19度程度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を行う。

オ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① グリーン庁舎の整備を推進する。
- ② 断熱性能の向上のため、ひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、整備を進める。

4 用紙類の使用量

(1) 目標

用紙類の使用量を平成13年度比で平成18年度まで増加させないよう努めることとし、資料の簡素化や電子媒体での提供、両面印刷等を進める。

(2) 環境負荷の小さい用紙類の調達

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 購入し、使用する事務用封筒(紙製)については、原則として間伐材を使用した製品とする。
- ③ 印刷物については、再生紙や間伐材を使用した紙製品を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率や間伐材配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙や間伐材を使用した紙製品の使用拡大が図られるよう配慮を行う。

(3) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、各部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを行う。
- ④ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- ⑤ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙(ミスコピーや使用済文書等)については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ⑥ 使用済み用紙の裏紙使用を行う。
- ⑦ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ⑧ A4判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。
- ⑨ 温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。